

平成23年第2回板倉町議会臨時会会議録目次

| | |
|---|----|
| ○招集告示 | 1 |
| ○応招・不応招議員 | 2 |
| 第1日 3月28日(月曜日) | |
| ○議事日程 | 3 |
| ○出席議員 | 3 |
| ○欠席議員 | 3 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 3 |
| ○職務のため出席した者の職氏名 | 4 |
| 開 会 (午前 9時00分) | 5 |
| ○開会の宣告 | 5 |
| ○町長あいさつ | 5 |
| ○諸般の報告 | 6 |
| ○会議録署名議員の指名 | 6 |
| ○会期の決定 | 6 |
| ○発議第 3号 板倉町議会会議規則の一部改正について | 7 |
| ○議案第25号 専決処分の承認について(平成22年度板倉町一般会計補正予算(第7号)) | 8 |
| ○議案第26号 板倉町選挙公報の発行に関する条例の制定について | 10 |
| ○議案第27号 板倉町立小学校空調設備工事の契約について | 16 |
| ○町長あいさつ | 23 |
| ○閉会の宣告 | 24 |
| 閉 会 (午前10時36分) | 24 |

板倉町告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成23年第2回板倉町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年3月24日

板倉町長 栗原 実

1. 期 日 平成23年3月28日
2. 場 所 板倉町役場議場
3. 付議事件
 - 1) 板倉町議会会議規則の一部改正について
 - 2) 専決処分事項の承認について（平成22年度板倉町一般会計補正予算（第7号））
 - 3) 板倉町選挙公報の発行に関する条例の制定について
 - 4) 板倉町立小学校空調設備工事の契約について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 4 名)

| | | | | | | | |
|-------|-------|-------|---|-------|-----|-----|----|
| 1 番 | 川 野 辺 | 達 也 | 君 | 2 番 | 延 山 | 宗 一 | 君 |
| 3 番 | 小 森 谷 | 幸 雄 | 君 | 4 番 | 黒 野 | 一 郎 | 君 |
| 5 番 | 石 山 | 徳 司 | 君 | 6 番 | 市 川 | 初 江 | さん |
| 7 番 | 青 木 | 秀 夫 | 君 | 8 番 | 野 中 | 嘉 之 | 君 |
| 9 番 | 石 山 | 甚 一 郎 | 君 | 1 0 番 | 秋 山 | 豊 子 | さん |
| 1 1 番 | 荻 野 | 美 友 | 君 | 1 2 番 | 青 木 | 佳 一 | 君 |
| 1 3 番 | 川 田 | 安 司 | 君 | 1 4 番 | 塩 田 | 俊 一 | 君 |

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成23年第2回板倉町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成23年3月28日（月）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 発議第 3号 板倉町議会会議規則の一部改正について
日程第 4 議案第25号 専決処分事項の承認について（平成22年度板倉町一般会計補正予算（第7号））
日程第 5 議案第26号 板倉町選挙公報の発行に関する条例の制定について
日程第 6 議案第27号 板倉町立小学校空調設備工事の契約について

○出席議員（14名）

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|---|-----|----|----|----|
| 1番 | 川野辺 | 達也 | 君 | 2番 | 延山 | 宗一 | 君 |
| 3番 | 小森谷 | 幸雄 | 君 | 4番 | 黒野 | 一郎 | 君 |
| 5番 | 石山 | 徳司 | 君 | 6番 | 市川 | 初江 | さん |
| 7番 | 青木 | 秀夫 | 君 | 8番 | 野中 | 嘉之 | 君 |
| 9番 | 石山 | 甚一郎 | 君 | 10番 | 秋山 | 豊子 | さん |
| 11番 | 荻野 | 美友 | 君 | 12番 | 青木 | 佳一 | 君 |
| 13番 | 川田 | 安司 | 君 | 14番 | 塩田 | 俊一 | 君 |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-----|----|---|
| 町長 | 栗原 | 実 | 君 |
| 教育長 | 鈴木 | 実 | 君 |
| 総務課長 | 小野田 | 吉一 | 君 |
| 企画財政課長 | 中里 | 重義 | 君 |
| 戸籍税務課長 | 長谷川 | 健一 | 君 |
| 環境水道課長 | 鈴木 | 渡 | 君 |
| 福祉課長 | 永井 | 政由 | 君 |
| 健康介護課長 | 北山 | 俊光 | 君 |
| 産業振興課長 | 田口 | 茂 | 君 |
| 都市建設課長 | 小野田 | 国雄 | 君 |
| 会計管理者 | 荒井 | 利和 | 君 |

| | |
|---------------|-----------|
| 教育委員会 事務局長 | 小 菅 正 美 君 |
| 農業委員会 事務局長 | 田 口 茂 君 |

○職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------------------|---------|
| 庶務議事係長 | 石 川 英 之 |
| 行政安全係長兼 議事事務局書記 | 根 岸 光 男 |
| 行政安全係員兼 議事事務局書記 | 伊 藤 泰 年 |

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(塩田俊一君) おはようございます。

ただいまから告示第30号をもって招集されました平成23年第2回板倉町議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○町長あいさつ

○議長(塩田俊一君) 日程に入るに先立ち、町長よりあいさつしたい旨、申し出がありますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) おはようございます。平成23年の第2回臨時議会を招集をいたしましたところ、議員各位には年度末何かと多忙な中をご苦労さまでございます。また、先般3月10日の定例会の最終日におきましては、議員各位のご協力で新年度予算案をご承認いただき、まことにありがとうございました。正直申し上げまして、その時点でこれでこれから先、その時点です、これから先新年度まできっと忙しいながらも年度末行事あるいは関連する事業を着々とこなしながら、4月1日新年度が迎えられるのかなと、ほっと安堵したところでもございました。

しかし、まさに世の中何があるかわからないということでございます。翌11日午後2時46分、想像もしない東北地方太平洋沖大地震が発生をし、2週間余りを経過した今日におきましても、その傷跡の全容がいまだ判明もできないほどの惨状が続いておりまして、被災をされました方々に心よりお見舞いを申し上げるところでございます。加えて、2次災害的な原発被災に伴う放射能汚染の問題、風評被害も伴った食料汚染の問題、あるいは土壌、水、そういった汚染の心配等々、その広がりがどこまで続くのかということについての大きな不安も昨今の世の中をまさに騒がしている状況でございます、非常に心配がされる状況でもございます。

町におきましても、屋根ぐしの損壊等大きな被害も受けたところでありますが、いわゆる東北地方に比較することもいかなものかとも思いますが、比較をすると小難で済んだこと、またその後の計画停電等についても、比較的冷静に受けとめていただきながら、当初の多少の混乱はございましたが、現在に至っておりまして、現在は県の指示による被災民の受け入れ準備に全力で対応してまいったところでもございます。

本日、約60名前後の受け入れ態勢が南部公民館を会場に完了をしたという報告を受けておりますので、担当課を通じて県に報告をいたしたいと思っておりますし、また県の指示によりいよいよこれからそういった被災者のための本当の意味での協力体制を、また先々のどの程度の見通しになるかということも暗中模索をしながら、町として全力で対応してまいりたいと思っております。その件につきましても、議会の皆様方にはちょうど選挙等も入ってくるわけでもございますが、そういった折にもまたご相談が必要な事項は必要かと思っておりますので、お知恵も協力体制もお願いをしたいと思います。

このような、いまだ経験のしたことのない慌ただしさの中、各種団体の総会あるいは卒業式、年度末の人事異動等々、それなりのことはどうしても進めなければなりません。それらを踏まえながら、新年度のスタ

一トに遅滞なきよう、念を入れながら頑張ってもらってまいるところであります。

ちょっと触れましたが、他方既に県議選もまさに終盤戦に入っておりまして、町議選についても実質もういわゆる戦いに入っているところであろうと思っております、本当にそういった时期的な面におきまして、押し迫ったいろんな角度でお忙しい中を臨時議会ということで招集をさせていただきましたが、3議案いずれもこの時期でないとしても、この時期が最も適切というご相談を申し上げる事案でございますので、よろしくご審議をいただきますよう、そしてできれば可決をくださいますようお願いを申し上げたいと思っております。

よろしくどうぞお願いします。

○諸般の報告

○議長（塩田俊一君） それでは、諸般の報告をいたします。

まず、地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、平成21年度教育委員会点検評価報告書が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、提出されておりますので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

また、今臨時会には議員発議1件、町長からの議案は3件提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○議長（塩田俊一君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

8番 野 中 嘉 之 君

9番 石 山 甚 一 郎 君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（塩田俊一君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今臨時会の会期については、3月23日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告を願います。

委員長、荻野美友君。

[議会運営委員長（荻野美友君）登壇]

○議会運営委員長（荻野美友君） おはようございます。それでは、本臨時会の会期及び議事日程につきましてご報告申し上げます。

本件については、3月23日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日1日のみといたします。

議事日程ですが、本会議は発議第3号について、提出者から趣旨説明の後、審議決定をいたします。

次に、議案第25号より議案第27号について提案者から議案説明の後、審議決定をし、全日程を終了したいと思えます。

以上で報告を終わります。

○議長（塩田俊一君） お諮りいたします。

今臨時会の会期については、ただいまの委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認め、今臨時会の会期は委員長報告のとおり、本日1日間と決定いたしました。

○発議第3号 板倉町議会会議規則の一部改正について

○議長（塩田俊一君） 日程第3、発議第3号 板倉町議会会議規則の一部改正についてを議題とし、提出者より趣旨説明を求めます。

提出者、荻野美友君。

〔11番（荻野美友君）登壇〕

○11番（荻野美友君） それでは、発議第3号につきましては、板倉町議会議員定数条例の改正に伴い、本町議会の会議規則も一部改正を行うものです。

発議第3号 板倉町議会会議規則の一部改正について。標記規則の一部を次のとおり改正するものとする。平成23年3月28日提出。提出者、板倉町議会議員、荻野美友。賛成者、板倉町議会議員、秋山豊子、同じく野中嘉之、市川初江、石山徳司、黒野一郎でございます。

板倉町議会会議規則の一部を改正する規則。この発議案に関しましては、議員定数が14人から12人に改められたことにより、団体意思決定に関する第13条、議案の提出権や第16条、修正動議の発議権が地方自治法上1人でも可能となります。これにあわせて機関意思決定に関する賛成者及び発議者の人数も2人以上から1人でも議案の提出や修正動議の発議ができるように改正するものです。

第13条第2項中「所定の賛成者とともに連署して」を「署名して」に改め、また第16条第2項中「所定の発議者が連署して」を「発議者が署名して」に改めて、それぞれわかりやすい表現とするものです。

第79条、第80条、第85条の関係については、表決に関する異議申し立て等に必要な人数の条文でございますが、今回の議員定数削減に伴い、県内の動向や郡内の実態を踏まえ、それぞれ「4人」を「3人」に改正をするものです。

附則として、この規則は、平成23年5月1日から施行するでございます。

議員発議をご理解、ご決定賜りますようお願い申し上げ、私の趣旨説明といたします。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより発議第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

○議案第25号 専決処分の承認について（平成22年度板倉町一般会計補正予算
（第7号））

○議長（塩田俊一君） 日程第4、議案第25号 専決処分事項の承認（平成22年度板倉町一般会計補正予算（第7号））についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） それでは、議案第25号の提案の理由を申し上げます。

専決処分事項の承認についてということでございます。平成22年度板倉町一般会計補正予算（第7号）でございます。本補正予算につきましては、第7回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を63億2,461万円とするものであります。

歳入につきましては、財政調整基金繰入金を1,300万円追加するものでございます。

歳出につきましては、民生費を1,300万円追加するものでございます。

内容につきましては、平成23年3月11日、先ほど冒頭お話を申し上げました東北地方太平洋沖地震に伴う災害見舞金や各公共施設の修繕費及び事業費等についての補正であり、同時に繰越明許費としたいものでございます。

以上、一般会計補正予算第7号についてご説明を申し上げましたが、細部については担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

〔企画財政課長（中里重義君）登壇〕

○企画財政課長（中里重義君） それでは、平成22年度板倉町一般会計補正予算（第7号）につきまして、説明を申し上げます。

まず、今回の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,300万円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億2,461万円といたすものでございます。

また、繰越明許費につきましては、第2表の繰越明許費の補正によるところでございます。なお、2ページから3ページにつきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおりでありますので、省略をいたしまして、4ページの第2表、繰越明許費の補正についてごらんになっていただきたいと思います。

第2表の繰越明許費の補正でございますが、こちらも先ほど町長が提案理由の中で申し上げましたとおり、3款民生費4項の災害救助費、事業名といたしますと東北地方太平洋沖地震災害対策事業といたしまして

1,300万円を繰越明許をいたすものでございます。

それでは、次に7ページまでお進みをいただきたいと思います。まず、7ページ、歳入でございますが、18款繰入金、2項基金繰入金、1目の財政調整基金繰入金でございますが、1,300万円の追加でございます。これにつきましては、今回の補正財源に充当をいたすものでございます。

続きまして、8ページでございますが、歳出でございます。3款の民生費、4項の災害救助費、1目の災害救助費といたしまして1,300万円を追加をいたすものでございます。

内容を申し上げますと、11節需用費でございますが、700万円の追加、20節の扶助費で600万円の追加でございます。

なお、説明欄をごらんになっていただきたいと思います。まず需用費700万円の内訳でございますが、消耗品費が71万5,000円、これにつきましてはブルーシートの購入費用でございます。

次に、燃料費が3万5,000円でございますが、これにつきましては発電機の燃料費等でございます。

次に、食糧費でございますが、これは備蓄食糧の購入費用でございます。

次に、修繕料565万円でございますが、これにつきましては各公共施設の損傷の修繕料といたしまして計上をいたしましたところでございます。ちなみに、被害の生じた公共施設、概要を申し上げますと、小中学校でエキスパンションの接合部の損傷、あるいは公民館、それから保健センター等で破損が生じておりますので、こちらの修繕について迅速に対応をいたしたいということで今回予算計上をいたしましたところでございます。

次に、東北地方太平洋沖地震災害見舞金といたしまして600万円を計上いたしました。これにつきましては、町内の住宅等建物の屋根の被害、それから塀の倒壊等が生じております。現在までに町で確認ができておるものを申し上げますと、屋根の被害で193件、塀の被害では3件、合わせて196件が確認が済んでおりますけれども、まだ十分に把握し切れていない部分もございますので、多少余裕を見て600万円を計上させていただいたところでございます。

以上、今回の補正予算の内容につきましては説明を終わりたいと思いますが、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 5番の石山徳司です。これに関連していると思うのですが、南部地区の公民館に被災者を収容するというので、その予算措置がなされていると思うのですが、どういう形の中で町は担当しないのか、あるいは国とか県とか、そちらから全部補助金が出るのかちょっと伺いたいと存じます。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えをいたします。

被災者の受け入れにつきましてはただいま南部公民館の関係ということでございますが、こちらの費用につきましては別途補正予算を組まさせていただきます。また、あわせまして専決処分に対応させていただきます。

たいというふうに思います。

それから、国等からの費用の負担でございますが、現段階では災害救助法に基づく支弁があるのかどうか、これはちょっとまだ明確にはなっておらないという状況でございます。今後、国のほうもだんだんその辺の手当についてはその対処について明確化されてくることと思えますけれども、暫定的な対応といたしまして、被災者の救援が急務であるということでの対応をとりあえずさせていただくということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第25号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり承認されました。

○議案第26号 板倉町選挙公報の発行に関する条例の制定について

○議長（塩田俊一君） 日程第5、議案第26号 板倉町選挙公報の発行に関する条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第26号でございます。板倉町選挙公報の発行に関する条例の制定についてということで、実は3回目の上程ということで、お願いであります。

本案につきましては、板倉町議会議員選挙及び板倉町長選挙における選挙公報の発行に関し、公職選挙法第172条の2の規定に基づき、条例を制定するものでございます。公費負担による選挙公報を発行し、すべての有権者に正確な情報を提供することで、投票総参加及び明るい選挙の推進を目的とするものでありまして、4月24日執行の板倉町議会議員選挙から適用するものであります。

なお、詳細についてはさらに担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

〔総務課長（小野田吉一君）登壇〕

○総務課長（小野田吉一君） それでは、議案第26号 板倉町選挙公報の発行に関する条例の制定につきまして、ご説明をさせていただきます。

この条例案につきましては、昨年の12月定例会並びに本年3月定例会に上程をさせていただきました。しかし、どちらも賛成少数で否決となったものでございます。同じ郡内の邑楽町では、3月定例会にて全員一致で可決をしてございまして、なぜ板倉町は2度も否決になっているのかとの声もございました。

先ほど町長の提案理由のとおり、町も選挙管理委員会も考え方は同じでございまして、すべての有権者に情報提供をして、できるだけ多くの方々に投票所に行っていただけるように、投票をしていただけるように推進するものでございます。

去る3月16日の立候補予定者説明会でも、議会での可決の場合には発行しますということの説明をさせていただきました。町議会議員選挙も間近に迫っておりまして、どうしても今回の選挙から発行できればと、3度上程をさせていただきました。

なお、条例の内容につきましては、これまでの説明と何ら変わっておりませんので、省かせていただきたいというふうに思います。何とぞご理解を賜り、ご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 5番の石山徳司です。

私も、その件についてはもろ手を挙げて賛成という立場ではありませんでした。しかしながら、今回の場合においては、皆さんが宣伝カーで回ったりいろいろするのに、議会立候補者にとっては不利益といえますか、時代が何か皆さん方に訴える、そういう局面が減ってきますので、出すということ自体は私は時代の激変によりまして、私の考えとすると若干そちら側の意見に近づいてきたと、そういう認識でおります。

ちょっと伺いたいのですけれども、議会と町側の本来の姿というのは、提案権というのはあくまでも町長に属するわけですよ。それを我々住民から選ばれた議員という立場の人がよしあしとしてそれを採決して、町の運営を図っていくというのが民主主義の基本だと思うのですけれども、たまたま議会になっていない人たちまでもが公的な機関を利用したり、費用でもって自分の意見を言えるというのはいいですよ。でも、その意見が今までだったら議会全体の中のもの1つとして町側に上げて、それを協議するということが、今度は一人一人の意見を町側とするとくみ上げていかななくてはならないという、そういう側面を持ってくるわけですね。だから、私にすれば苦勞を背負い込むという、そういう側面で私は危惧をする部分ありますけれども、それが町長から要望であるということは、今までは1つの意見に耳を傾けてきたものを10人の人の意見から聖徳太子に近づくと、その心意気に関して私はある面においては大したものだなと、そのように認識しております。

そういうことで、私の意見ということでありますので、町長から、なぜ皆様方のこの意見を組み入れなければ自分の施政方針が出ないのか、その辺の感想を伺いたいと存じます。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） ただいまの石山議員の質問の内容、ちょっと難し過ぎてわかりませんが、いずれにしても私自身町長としての姿勢あるいは見解をまとめたものが上程、いわゆるやりたいということですね、選挙公報を実施したい。それについてルールにのっとって淡々と今日までまいっております。

それで、考え方としては、先ほど賛成少数ということで総務課長は表現をいたしました、たった1票差なのですね。見ようによると、まさに賛否ほとんど拮抗した考え方であると。これが微妙に、何回でもこれが例えば12対2とか、10対4とか、圧倒的多数で否決ということであれば、それはやっぱり議会の声として尊重しなくてはならないのかなという面があるかと思いますが、まさに私自身が現代のこの時点ではこういった公報を発行することは、まさに的を射ているという考えにプラスして、賛成、反対が非常に拮抗しているということで、何回でも私の考えを皆さんに納得をしていただき、賛成をいただくまでということで、本当に今まで例は見ないわけでありまして、3回も上程をさせていただいたところであります。なおかつ私自身の考え方が町長として正解かどうか、それももちろん自問自答するわけでありまして、その立証としては近隣の市町村が既に大泉、邑楽町もそういうことでありますし、また今後我々もそれなりに意見交換も他町ともしておりまして、明和さん、あるいはこれに続く選挙のたびに恐らくこういったものも上程をされるだろう。そして、その方向性も多分こうなるだろうという予測のもとに我が板倉町議会だけがたった1票の差で否決をされたままで置くのはいかがなものかということも含め、くどいようでありましたが、3回目の上程に至ったという経過でございます。

ちょっとわからないのが、何ていうの、議会1つの意見に加えて今度はさらに多数の意見を聞くとか聞かないとか、そこのところちょっと私は考え方がわかりませんが、一応今の時点で先ほどの議員さんの質問に対して答えられる内容はここまででございます。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 私の言葉で言いますと、町長になるときにマニフェストを提案して就任されているわけですね。ということは、自分の施政方針というのが基本的にあるわけですよ。あらかじめ、またでは別の方向で議員とすると、選挙公報というマニフェストより重さは増してくると思いますので、その12人からのその意見をくみ上げて町政に反映するという、そのご苦労に対して私は感謝やら危惧の念を抱いて、あえてこういう意見を申し上げたわけでありまして。

私は、ここへ来たら地震騒ぎで、もう選挙活動も議員たちにはままならない部分がありますので、私はやぶさかではないと思います。ただ、どうせやるならもっと早く出してもらいたいというのを申し上げておきたいと思っております。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議員さんの考え方は十分理解もできますが、元来私の考え方に対して今までも12人の議員さんが結果的には集約されて、7対7とか、あるいは14対ゼロとかということで、ほぼ9割9分の議案に対しては100%賛成をいただいているわけですね。

しかし、もしかして12人あるいは13人全部同じ考えではないということも十分、微々たる違いはあっても総合的には1つにまとまっていたということであろうとも思っておりまして、今回こういった選挙公報を各議員さんがしっかりと出されて、それぞれが違う主張をしたからと言ってやっぱり議会というのは議会の声は最終的には1つにまとめていただくもの、まとまるものというふうに、多少の差異はあっても考えておりますので、議員さんの個人の見解はしっかりと一応聞きながら、最大公約数でまとめていただくべきものはまとめていただくということで、それを執行していくということでありまして、何ら今までと変わっ

たというふうには思っておりません。

加えて、石山議員さんは今回の激甚な突然の、突発的なこういった災害があったから、選挙運動が十分にできないからというようなことをご理由に挙げているようではありますが、私はそれでは非常に残念であると。趣旨的には地震があろうがなかろうが、既に3回、12月から、議論としては11月からやらせていただいております、地震があったから、災害があったから、なかったからということだけでなく、やっぱり町民の意向をいかに、その意向が正当かどうかを分析をし、そしてそれが議員さんの活動に大きく束縛をするものでもなく、多数の利益につながるものという判断のもとに考えておりました、そういう意味では執拗に可決をお願いをしているものであります。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 7番の青木です。今回、先ほども説明がありまして、3度目の提案と、3度目の正直ということを考えての提案だと思っておりますけれども、この3度目の提案ということに、3度目に向けて賛成を願う立場として、提案者として工夫というか、努力あるいは熱意が余り感じられていないのでも、ただ1回目と同じように提案すると。今回も、前回と同じだからと、提案理由も省きますというようなことなのでも、その辺のところはどうしても提案者として賛同を得たいというのであれば、それなりのいろいろな努力というか、工夫、熱意、そういったものが必要かと思うのでも、その辺のところは何か少し感じられないのでも、その辺のところはどんなふうな態度で臨んでいるのかお聞きしたいと思うのでも。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 既に過去の議論において、この問題は議員さん自身の問題に大きく位置するものということから考えますときに、各議員さんが熟慮に熟慮を重ねて私どもの考えと一致できるものというふう考えた上での提案でございまして、それを私どもが利益を得たり、そういうものでもございませぬ。広く町民の利益のために、議員さんの常識と……常識という言葉は適切ではありませんが、議員さんの考え方を純粋に伺うと、その上で他町等との我が町の判断の差が非常に大きいものですから、私どももある意味では苦慮しているところも事実でございませぬ。

青木議員さんが言う熱意とは、例えば個人個人にぜひ協力をしてくれとか、そういう部類のものであればそれは今回につきなおさら必要はない。むしろそういった義理や人情や、あるいは頭を下げた下げないとかという問題でなく、淡々とやっぱりこの問題は町民の立場に立った上でお考えをいただくということで、それは他町の議会とも同じ結論を出していただけるものというふう考えた上でございませぬので、特別それが熱意がないということではないと思っております。熱意がある証には、執拗に3度も上程をしているということございませぬ。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） それは、条例の提案権とか制定の発案権というのは、執行部にもあるし、議会の議員にもあるわけですし、またもう一つ住民にもあるわけですね。直接請求を経て、民主主義というのであれば住民の声、住民の声というのであればこれ簡単に声は出せるわけですよ。たった有権者の2%ですから、

板倉町でいけば300人足らずの賛同者があれば住民の発案権として制定もできるわけですから、そういうのを背景にして出すとか、ただ町長は住民の声、住民の声と言っているわけなのですが、住民の声というのは先ほども言ったように議員の半分近くが賛成しているのだから、住民の声は半分近くあるのだという間接民主主義の中ではそういうことになるわけだけでも、直接請求という方法だってこれあるわけですよ、有権者のたった2%の発案でできるわけですから、そういうものを背景とか根拠にしての3度目なのだから、本当はそういう何か具体的な背景というか、証拠を出してくるというのも一つの方法かと思うのです。

それで、私が前にもこの選挙公報に対しての弊害を恐れているのは、先ほどの名古屋の市会議員の選挙においても、ああいう1つの情報で圧倒的に減税日本ですか、が圧勝までもいかないけれども、躍進するというようなことになるのを見ると、やっぱり幾ら民主主義が成熟していると言っても、非常に不安な面はあると思うのです。選挙公報というのが本来の目的、趣旨に反して一部のものによってゆがめられているということも今十分あるので、この間の朝日新聞にも載っていましたが、半世紀というか、曲がり角に来ているなんていう記事も載って、町長見ておと思うのですよね。ですから、今回これ目的は非常にいいことなのです。私は、前に提案したくらいなのですから、だけれども、皆さんに一蹴されたので、そのままになっていたのですけれども、その後マニフェスト選挙が、この前も言っていますけれども、流行というか、普及しまして、何か保育費を無料にするとか、この間の選挙公報を見ましても出ているのですよね。保育料を無料にするとか、あるいは給食費を無料にするとか、できもしないことを掲げて選挙公報に出す人がおるわけで、それを制限加えることはできないということになったので、その辺のことを非常に、それは一部の人ののですけれども、そういうことを出す人がいるということになると、そういうのの競争になるということも、これおそれ十分にあるので、またそれをだからといって制限を加えることできないということもありますので、私なんかは弊害を非常に心配しているところなのです、たとえ一部の人といっても。ただそれだけなのですよね。目的、趣旨は非常に結構なことなので、恐らく大多数の人はこれは賛成すると思うのですけれども、そこで将来弊害があった場合にはこの条例もまた廃止とか、そういうこともこれはできるわけですが、弊害と言っても、これ少なくとも今回出せば最短でも4年後とか、あるいは8年後とか、そういうことになるわけで、実現性は難しいので、これは本当に慎重に考えて、これ運用は慎重にと申したってできないのですけれども、その辺も含めて考えているのかどうかお聞きしたいと思うのですけれども、1回これ制定してしまったら、ほかのものとやって事実上改正したって最短でも4年後とか、あれば提供できるのか、町長選もあるわけだけれども、町議選に関しては最短でも4年後しか、改正しても適用されないということになるので、その辺のことも含めてどのように考えているのか。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 冒頭いわゆる努力、執行部のほうで賛成をいただくための努力がないのかというようなことについて、私のほうが舌足らずでもあったわけですが、まさにいわゆる署名運動とか、その具現化、町民の声が多数あるということを我々は認識をして提案をしているという説明をしてきているわけですが、その具現化がなかったことは事実でございます。非常に期間の問題とかいろいろございまして、できれば今回の町議選から適用したいということで、時間的なものも1つはあったわけですが、むしろ例えば他町、他町と申し上げて非常に恐縮ですが、邑楽町等ではこれは町側の提案ではないのですね、議会議員から、議

会発議でみずからそういう提案をしている議会もあるわけでごさいます、そういう意味では町が署名運動を働きかけてやるべきものでもないのだろうと、お互い世の中の動向を町は、我々は我々の立場、議員さんは議員さんとしての資質あるいは立場においてこの問題をどう扱うかということの位置づけでよろしいのかなという考えもありましたものですから、今回に至っても署名運動の喚起はいたしておりません。まさに約半分の議員さんが賛成をしておるということは、板倉町におけば約半数の町民さんが望んでいると言いかえれば署名もその程度はとれるのであろうということにもなるわけでもありますので、いずれにしてもそういった経過でごさいました。

それから、青木議員さんが言われるその弊害の問題は、私も100%すばらしいとはまさに思っておりません。ご指摘をいただくような心配はまさにあろうかと思っております。ただし、町長選あるいはそれに近い非常に少人数で争う場合には、当選をしたほうは出したマニフェストに責任を持たなくてはなりませんし、またいいかげんなマニフェストであればお互いの討論やいろんな機会を通して論戦の末にいわゆる正当性が論破されるような機会もいっぱいあるわけでごさいますが、そういう意味では今町議会のマニフェストに近いものであろうと思っておりますので、そういったもののある意味での弊害は確かに指摘をされる場所もあろうかと思っておりますが、逆に考えますとこれも前に申し上げましたが、議会は全員それぞれ考え方がおのおの違いますが、最終的には議会議員の声として議会で一本にまとめる、それが議会でもございます。議会の例えば中で常識、非常識が例えば今回その弊害の問題ですね、実現が全く不可能なことを羅列をして当選してきた、例えば議員さんが1人、2人いまして、議会のいわゆる良識としてそれが一本にまとまるとは考えておりません。そういう実態になるのではないかと推測もしておりますし、また全員が責任のない公約を出そうとも、逆に言えば幾ら自分がそういう競争になりまして実現性のない公約を羅列をして、その競争にのみ方向性として走っていくということにはならないであろうと、常識ある議員さんが多数はおられるだろうということも踏まえ、きっとそういった議論も各それぞれの町でもかんかんがくがく議論をしての全員賛成とか、多数の賛成ということで決定もされておるのだろうということも踏まえ、私どもの心配するところは多少の弊害もあるだろうけれども、それにまさる利点が数倍あるだろうということも踏まえて提案をし続けているものでもあります。

したがって、最終的に先ほど出ました、もし弊害が余りに多過ぎて、こういったものは不合理だという結論が、例えば今回通していただいて、皆様方が出されるマニフェストが余りに美辞麗句過ぎて、余りに現実を離れ過ぎて、それが最終的には4年後の選挙のときに、選挙公報を出してから非常に弊害が余りにひどくなったということでの意見があれば、それは当然そのときに議会側からでも、あるいは余りにそれが認識がこちらであることがあれば、こちら側でも再検討を要することは十分、いわゆる廃止も可能かということについては、その弊害の度合いが余りに強ければ当然私どものほうからも、あるいは議会そのものからも廃止を含めた提案をされる権利は当然有するだろうと思っております。

ただし、そうはならないであろうと、皆様方の多数の議員さんがご良識をお持ちで、十分弾力性のある公約、実現性、私自身も自分のマニフェストで町長選1対1で戦うにしても、やっぱり耳ざわりのいい公約もどうしても出さなくてはならないとか、非常に苦しみながら出した以上は実現をしたい、実現をしなければそのうちやっぱり追い落とされるであろうと。それが例えば1回で追い落とされなくても、2回、3回は許されないだろうとか、夢を語るべきだという政治の姿勢と、政治は言ったことは実現をしなければならない

という、常にその矛盾と申しますか、そういった現実に苦しむものでございまして、そういう意味では議員さんのほうがある意味では身軽なために、軽々しい公約を乱発をする可能性が候補者によってはあるということは認めざるを得ないという、それが弊害だろうとも思っております。

したがって、そういう心配してばかりいては前に進まないということも踏まえ、利点を尊重して提案をいたしているところでございます。

○議長（塩田俊一君） よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第26号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（塩田俊一君） 挙手多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議案第27号 板倉町立小学校空調設備工事の契約について

○議長（塩田俊一君） 日程第6、議案第27号 板倉町立小学校空調設備工事の契約についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第27号 板倉町立小学校空調設備工事の契約についてということでございます。

本案につきましては、板倉町立小学校空調設備工事に係る入札を執行し、請負契約の締結をするに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、担当局長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 小菅教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長（小菅正美君）登壇〕

○教育委員会事務局長（小菅正美君） それでは、板倉町立小学校空調設備工事の契約についてということでございますので、ご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号の規定というのが5,000万円以上の契約に関しては、議会の議決を得るという内容のものでございますので、今回の提案ということになります。

本件につきましては、3月22日の日に入札を執行しております。契約の目的でございますが、板倉町立小学校の空調設備工事でございます。工事場所につきましては、板倉町内の4つの小学校でございます。契約

金額につきましては、1億962万円ということで、設計額に対しまして88%の落札ということになります。契約の方法につきましては、指名競争入札ということで7企業体に参加をいたしまして、5の契約の相手方、神寛・岩崎板倉町立小学校空調設備工事特定建設工事共同企業体というところで落札をいたしております。

なお、工事につきましては、22年度事業でありますので、ここで議決がされれば早い時期に工事に入りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 5番の石山徳司です。総額が1億と九百何万ということで、この価格については88%、多分町側で算出した基本価格の88%の価格で落札したというふうな、そのような趣だと承っておきます。

私は、これに異論はないのですけれども、ただ私も以前から言いましたけれども、役場の予算執行については、やはり地元の経済活性化というのが最大の目標でありますので、この企業体が安い高いだけではなくて、やはり町が主体になった、企業体を中心になったところに落札すべきと。私は入札法にはちょっといいのですけれども、そういう政治優先の姿勢も必要かなと思っていますけれども、先ほど企業体の名前だけ伺いましたけれども、そのうち町側の何社ぐらいがその企業体に加入しているのか、ちょっと伺いたいと存じます。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えをいたします。

今回の入札の執行につきましては、先ほど教育委員会の事務局長が申し上げましたとおり、共同企業体を公募して入札を執行したと。これはどうしてかと申しますと、今回のいわゆる工事の規模からいきますと、町内業者を指名をできない規模であります。したがって、共同企業体を結成をさせて、町内業者を極力事業に参加をさせるという目的で手続をとったということであります。それで、7共同企業体指名をしたわけですが、すべての企業体に町内の業者は加わっております。したがって、町内業者は7社がそれぞれ共同企業体の一員として応札をしたということでございますので、そういうことでご理解をいただければ、当然我々としても地元業者を参入させるということで努力をしたということをご理解いただければと思いますので、その点よろしく願いいたします。

○議長（塩田俊一君） よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） これ、設計価格というほかに予定価格というのがありますよね。予定価格は幾らだったのかと、この応札業者が7社あったのですか、グループがね。その2番手は幾らで応札したのか、できればその7番目の金額まで全部開示できれば出してもらえればと思うのですけれども。2番手だけではなくて、できれば7番目まで。

[何事か言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 小菅教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（小菅正美君）登壇]

○教育委員会事務局長（小菅正美君） 町長の予定価格については、今資料を持ってきましたので、ちょっとお待ちいただきたいと思いますが、設計額につきましては1億2,467万7,000円でございます。

[「1億2,000……」と言う人あり]

○教育委員会事務局長（小菅正美君） 1億2,467万7,000円です。

入札につきましては、3回ほど実施をいたしております、グンエイ・斎藤共同企業体が3回目の金額が1億……

[「名前言わなくてもいいんだ」と言う人あり]

○教育委員会事務局長（小菅正美君） 名前は要らないのですね、わかりました。

2番、3番ですか。2番手が1億500万ですね。3番手が1億530万円。1番目は最初言ったように、これは消費税、入札のときは消費税抜きの価格でございますので、1番目が1億440万円、それでこの方が取ったということでございます。

[「大きい声で、何でそんなちっちゃい声になっちゃうの」と言う人あり]

○教育委員会事務局長（小菅正美君） 予定価格につきましては、1億560万円です、税抜きでございます、60万円、税抜きです。

[「4番目は」と言う人あり]

○教育委員会事務局長（小菅正美君） 4番ですか。4番は、1億550万円です。

よろしいですか。

[何事か言う人あり]

○教育委員会事務局長（小菅正美君） 1億570万円、1億630万円、1億650万円の7つです。

以上です。

○7番（青木秀夫君） そうすると、予定価格と落札価格の率というのは、落札率は、予定価格から見た落札率というのは何%なのですか、これ。

[「88……」と言う人あり]

○7番（青木秀夫君） 違いますよ。

設計ですよ、設計価格が、これ計算すればわかるじゃない、電卓ですぐ。暗算できないから、やってみて。

[「電卓がないもんで」と言う人あり]

○7番（青木秀夫君） 電卓あるって、あそこにほら。

[何事か言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 小菅教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（小菅正美君）登壇]

○教育委員会事務局長（小菅正美君） 99%です。

[何事か言う人あり]

○教育委員会事務局長（小菅正美君） 予定価格に……。

○7番（青木秀夫君） もう一回いいですか、もう一回整理すると、では予定価格は税抜きで幾らなの、こ

れ。計算してみて。これ、引けばいいのだから。消費税を抜いた予定価格は幾らなの。

○議長（塩田俊一君） 小菅教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（小菅正美君）登壇]

○教育委員会事務局長（小菅正美君） 1億560万円です。

「違う」と言う人あり]

○7番（青木秀夫君） 落札価格、失礼しました。

○教育委員会事務局長（小菅正美君） 落札価格につきましては1億440万円です。

「ああ、さっき言ったか、ごめん、済みませんでした」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

荻野美友君。

○11番（荻野美友君） 同じようなあれなのですけども、非常に大きな金額で喜んでいると思いますけれども、企業体ではないと町の業者はできない、管工事でもできないということですけども、町の管工事ですることができるのは最高幾らぐらいまでかということをお聞きしたいと思います。

それから、中学校の、ここには書いてないのですけれども、中学校もエアコン工事を、前の説明会ではやるというようなことも聞いて……またその辺のことはまだ入札が終わっていないのだろうと思いますけれども、それもやるのか否か。

それと、もう一つは、7企業体ということですけども、もし差し支えなかったらどことどの会社が企業体を組んで7つできたかと。町の、非常に、これは1つですよ、この神寛何とかかんとか特定建設工事企業体というのは、これ同じやつだよ。

「それで1社」と言う人あり]

○11番（荻野美友君） これが1社だよ。これが小学校全部受けたと。

「だからほかに6企業体組んでいるわけだよ」と言う人あり]

○11番（荻野美友君） そうだよ、はい。

また、小学校は4つあるので、4つを分ければ町の管工事でもできたのか、できないのか、その辺のこともできればお聞きしたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 小菅教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（小菅正美君）登壇]

○教育委員会事務局長（小菅正美君） 中学校においても、同日付で入札は済んでおりますが、金額的に今回の5,000万円以下ということでもありますので、中学校については議案として出てこなかったということでございます。一応入札は済んでおまして、落札額につきましては消費税込みで4,599万円でございます。

それから、企業体でございますが、企業体につきましては太田の住所を有している企業が3社、それに桐生が2社……

[何事か言う人あり]

○教育委員会事務局長（小菅正美君） わかりました。

それでは、ゲンエイ・斎藤共同企業体、これゲンエイさんが太田でございます。神寛・岩崎共同企業体、これは神寛さんが館林でございます。桐生水道・宇治川共同企業体、桐生水道株式会社につきましては桐生

市でございます。吉澤・佐山共同企業体、吉澤工業さんについては館林でございます。春山・長谷川共同企業体、春山設備工業さんについては太田でございます。星野管工・福地建設共同企業体につきましては、星野管工が桐生でございます。トーカイ・根岸工業共同企業体につきましては、トーカイが太田でございます。以上でございます。

〔「あと、小学校……」と言う人あり〕

○教育委員会事務局長（小菅正美君） 小学校ごとに分けなかったというのは、大きくまとまればそれなりに安くできるだろうというのが1つありました。

それから、予算的に小学校費、中学校費という予算の中で小学校は4つまとめたほうが効率がいいという考えで今回入札をさせていただきました。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

〔企画財政課長（中里重義君）登壇〕

○企画財政課長（中里重義君） お答えいたします。

町内の管工事業者でやれる工事の規模がどこまでかというご質問ですが、まず管の関係は1,200万円以上になりますとAランクになります。それから、Bランクにつきましては、300万円以上1,200万円未満、それからCランクについては300万円未満という刻みがございます。町内の管工事業者につきましては、Aランクの業者がございませんので、最高でも1,200万円未満までしか指名ができないということでございます。したがって、小学校4校を仮にそれぞれ分割をしたとしても、1,200万円未満まで工事費は落ちませんので、実質的には指名はできない状況でございます。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 川野辺達也君。

○1番（川野辺達也君） 1番、川野辺です。済みません、2点ちょっとお伺いします。

今回これで可決されればすぐ着工に入るといふ、先ほどお話なのですけれども、これは東西南北一遍に着工するのか、順番でやっていくのかというのが1点と、工期、完成予定予想、何月いっぱいとかというのがわかればちょっと教えていただきたいのですけれども、その2点よろしくお願ひします。

○議長（塩田俊一君） 小菅教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長（小菅正美君）登壇〕

○教育委員会事務局長（小菅正美君） 細かい打ち合わせはまだこれからでございますので、一斉にやれるかどうかはわかりませんが、とりあえず暑くなる6月ぐらいまでには3カ月ありますので、やっていただければといううちのほうの希望もありますし、指導もそういう話し合いをしていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 荻野美友君。

○11番（荻野美友君） 先ほど局長の説明で、まとまれば安くできる、それを最優先したと、そんなご答弁がありましたけれども、こういう答弁はいかなものかと私は思っています。まとまっても、まとまらなくても安くできることは幾らでも方法はあると思いますよね。ただ、それは管理が簡単だからとかなんとかと

いうことにつながるとは思いますけれども、ちょっとそれは訂正してもらいたいですね。

それから、もう一つは、町の業者が1,000万ぐらいしかできないということですが、町の企業を育てるためにはそういうのを2つか3つ組めば、町の業者でも小学校の分割といった場合は3,000万ぐらいになるのか、4で割ると、2,500万ぐらいか、2つぐらいの業者がやればできることになると思いますし、そういうことでもしないと、だんだん、だんだんいつになってもできない、できないでだんだんしりつぼみで、仕事もないし、本当に困るようなこともちょっと考えましたので、今ちょっと質問をさせていただいたわけでございます。別に安くできない、だからしょうがないよと言えばそれで結構だと思いますけれども。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この等級格付の関係を申し上げますと、ランク的に申し上げますと管工事関係は点数で700点以上がAランク、Bランクになりますと600点以上700点未満、それからCランクにおきましては600点未満という格付の基準がございます。それで、この点数のつけ方でございますが、客観数値と主観数値というものがございます。客観数値につきましては、建設業法の3条で規定されている経営審査に基づく数値でございます。それから、主観数値につきましては、町で発注した工事の評点、これが主観数値になるものでございますが、この合計点がただいま申し上げました点数によりまして、ランクづけがされるということになります。

それで、例えば町内の業者をJV、共同企業体を組ませるということになっても、このAランクの700点を超えない状況でございます。ということで、どうしてもやむを得ない状況が出てしまうということでありまして、どうしても町外のAランクの業者と町内の業者で共同企業体を組まざるを得ない、そういう状況でございます。

したがって、我々としても町内の管工事の業者のみならず、各工種ごとの業者につきまして、いわゆる客観数値が大きくなるように、幅広く、いわゆる工事受注をして努力をしていただければということで希望をいたしておるところでございます。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 非常に大きい工事でありますと、今回も町内の電気関係、電気業さんあるいは管工事、水道関係ですね、両方でうちのほうへやらせてくれというような、業界としての引っ張りっこもあったようでもございますし、また私どもも1つは町民の皆様から預かったお金をいかに効率よく安くよいものをつくるかということを考えざるを得ません。また、片や町には産業を育成をすると、業界をある意味では育成するという、そういう面も片やございますし、非常に難しさを感じながら、先ほど教育委員会の局長が申し上げました一般論で言えば、小分けをすればするほど額が小さくなるわけですから、製品の仕入れ等については10個まとめて仕入れるのと1個買いでは、当然10個のほうが押しもききますし、そういう意味では小分けをすればするほどある意味では高どまりをする可能性が高いということを言ったことだろうと思っております。そういう意味で撤回は私はする必要はないだろうと、荻野さんのせつかくのあれですが、思っておりますが、一般論としてそういう傾向でありまして、それも小学校については分割をしてもなおかつ先ほ

ど言ったような町内の業者が受けていただくだけのものに届かないということでありまして、いろいろ苦慮した結果として、町外のAランクの業者だけではすべて町外になってしまいますので、共同企業体を町内の業者で組んでいただきたいという、いわゆる指導もさせていただきました。

さらに、入札の時点で私自身が7業者、7企業体入りしましたので、どこの企業体が落札をするにしても、条件としてということではできるだけさらにその下請については町内の業者を使っていたきたいと、それをできるだけお願いをしたい、条件とまではいきませんが、強くお願いをしたところでございまして、今の法体系の中と町がいろいろ町民サイドに立った場合、あるいは産業育成、業者も含めて育成をするという、そういう両者に立った場合も含めて考えたときに、こういった形が最善というか、これっきり方法がないというか、そういう選択をした結果でございます。

それから、私自身が予定価格を設定をいたします。いわゆる入札制度については、予定価格を事前公表制と公表しないという2つの形でございまして、当町は予定価格は公表いたして、事後に結果的には公表するという形になっておりまして、入札前には当然予定価格は公表しておりません。設計価格について、どこまでいわゆる俗に言う歩切りをするかということについて、私自身もそんなにその道の専門家ではございませんし、いろんな参考意見をいただきながら、こちら辺でよいだろうということをお聞きして、設定させていただいております。果たして本当かどうかわかりませんが、栗原の代になったら余りに厳し過ぎると、業者がこれではたまったものではないということも正直じかに言われるケースも非常に多いわけでございまして、さりとて先ほど言った町民のお金を大事に使うということをお考え、なおかつですから両面をお考えたときに、一部のそういった非難には屈しないという形の流れの中で現在やっている結果が、先ほど出た八十何%とか、そういう数字になっております。

ちなみに、もっと突っ込めば、設計価格そのものが、極端に言うと正当な価格のケースによっては0.7掛け、だから7割掛けでこの価格は構成してございますよというものもありますし、物によっては0.3掛け、100円のを30円で見積もっていますよと、30万円のを10万円で見積もっていますよと、それを踏まえてさらにまあというようなことで、非常に価格の正確さというものがどこにあるのかということもわかりませんが、精いっぱい努力もしているところでございます。

さらに一言言えば、町内の業者さんにつきましては、先ほど中里課長のほうから申し上げましたように、いろんな点でいわゆる評価点が加算をされるわけでございまして、ぜひ町の要望する仕事全般にわたって採算性あるいは利益率の問題もあるのですが、ご協力をいただくことが基本的には、言ってみればより好みをしないで、大きい事業はどの業者さんも欲しいと思うのですが、いろんな面でいわゆる協力をした貢献度とか、そういう加算点もありますので、私どももぜひ町の業者さんにはCでなくてBになっていただきたい、あるいはBでなくて、さらに大きくAに羽ばたいていただきたい。できれば地元の業者にそういったものを落としたいということは、また地元の業者さんが受けていただければそれが還元して町の税金で上がってくるということも当然考えておりますが、いろんな面でなかなか現状ではそこまで業者さんも成熟をされていないということもありますし、我がほうもいろいろ法も含めて、一番困るのが最終的には会計検査院が補助金が大きく入る事業になりますと会計検査院が入るということで、そうは町長、簡単に細かく分離発注せよと言ってもそうはいかないというのが事務局の見解等も常々聞かされるわけでありまして、非常に苦慮しながら、最善の方法を一応今の時点では選択をしているというつもりでやっております。

以上でございます。

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 私は、賛成側の一応討論ということで、町長の今話の趣ということは承っておきます。話の中に、やはり町の予算ですから、地元の業者に潤わなければ何のための予算なのか、我々は何のために議員をやっているのか意味がないわけ。1円、2円、10円、100円ぐらいの半端な金で、だから本当に工事やって1割も2割も価格の差があるというのだったら、これは経済効果から言ってそれに属する部分があるのだけれども、町の業者がみんな倒産して行って、あげくの果てに納税するような企業体もなくなるという、そちらのほうが安いほう、安いほうへって行くと、青木さんが言ったように名古屋の市長ではないけれども、何でも半分にするとか、でも日本の企業が海外との競争力を保って、資金力を持ってやっていくということは、ある程度皆さん方がやはり企業を応援するという意味合いで価格に応じた負担をして、日本の企業を強くしていく、それが政治の基本だと思っていますので、町長の決断もある面においてはそれに近いということでありますので、私はそういうことで話をここでとどめおきますけれども、なるべく日本の企業が潤うような予算配分をやって、デフレから脱却するというのが前提です。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第27号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○町長あいさつ

○議長（塩田俊一君） 以上で議事のすべてを終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 本当にもうすぐ4月というところで、しかも日本国じゅう混乱をしている中で、議員さんもまして加えてみずからの選挙ということで、非常に貴重な時間、こうしてお集まりをいただいて、ご審議をいただきました。懸案の公報につきましても、いろいろ時間はかかりましたが、それなりの皆さん自分の確固たる信念を持った意見を踏まえた上で最終的には大同団結をさせていただいて、ゴーサインを出していただきました。青木議員さん、あるいは石山議員さんがおっしゃられているような問題点も懸念をされる部分もありますが、もしかしてそういった部分が今後見えたら、この議会の常識にもかかわる問題でもありますから、多数派がそういった懸念のある問題については議論をした上で誘導していくというような形にもなろうかとも思っておりますし、また言論の自由をいかなる場合にも、いわゆるとじ込んではいけな

いという考え方もございますので、ぜひ伸び伸びと、しかも公約というのは私などは比較的公約に夢がないと言われております。それは夢を語ることは簡単ですが、実現することが難しいので、非常に憶病な人間で私はございますから、余り夢を語らないということからそういう評価を受けるのだと思いますが、ぜひ政治には夢も必要だという面も言われておりますので、許される許容の範囲内でのいわゆるマニフェスト等も含めて積極的に今回の選挙についても決めていただいた公報を利用していただいて、チャレンジをしていただければ幸いに思っております。

なお、小学校あるいは中学校につきましては、中学校についてはいわゆる総額の規定の中で議会に諮らずともよいということでもございましたから、手続上省かせていただいたということでもございますが、1カ月たらずともその細部による結果が広報紙に載せることが今までの例にもなっております。詳細につきましても、可能な限り、先ほど石山議員さんがその企業の何ですか……

[何事か言う人あり]

○町長（栗原 実君） だから、そういう形で企業の立場に立つと余りそういうものはいかがなものかみたいなものがありますが、法で許容された範囲内ではすべて公開をいたしたいと思っております、そういう意味ではもしこういった席でなくても入札の結果を知りたい、あるいはその内容はどうかということをお問い合わせいただければ、これは議員さんでなくても町民全体それぞれの持つ権利の上で担当部局は答えるだろうと、答えさせるように指示はいたしております。

ということで、貴重な今日の3つの問題でございましたが、もう一つについては災害についての緊急の予算的な措置でございます。我が町は1,300万程度でございましたが、せんだっての首長会議では他町、名前は出ませんが、被害が大きかったところでは公的施設だけでも2億5,000万円ほど郡内でも補正が必要になったということの震災の影響が話にも出ておったようでございましたので、そういう意味では我が町、非常に幸いでもあったかなと思っております。その分だけ被災地の復興に力を入れられればと思っておりますので、先ほど冒頭申し上げましたように、今日のこれをきっかけに早速午後きつと県のほうに受け入れ態勢が整ったということを申告をし、その前段として町内に既に親戚あるいは知人、あるいはその他の縁故等を頼っておいでになって、既に身を寄せていらっしゃる皆様方に、昨日、一昨日を通して意向の調査もさせていただきました。優先的にご希望があれば町の施設へお入りいただくことも十分可能であるということも調査をした上で、その差し引き残を県のほうに申請を、申し出をする予定であります等々いろいろお世話になりましたが、今後ともご指導いただきますように、また残り少ない選挙運動の期間になってまいりましたので、ぜひ皆様方にご健闘いただいて、定数が2減になりましたので、現有14名は皆さんが改めてこの場というわけにはまいらないとは思いますが、ぜひ勇退をされる議員さんも含めてそれぞれお元気で頑張ってくださいように心からお願いを申し上げまして、本日のお礼の言葉といたします。

大変ありがとうございます。お世話になりました。

○閉会の宣告

○議長（塩田俊一君） 以上をもちまして平成23年第2回板倉町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前10時36分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成23年6月9日

板倉町議会議長 塩 田 俊 一

①署名議員 野 中 嘉 之

②署名議員 石 山 甚 一 郎